

行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表

(大正区役所)

使用許可/貸付	種別	施設名(財産名称)	所在地					用途	許可数量 /貸付数量	単位	相手方氏名	減免率 (%)	年間使用料総額/ 年間貸付料総額(円)	減免前使用料/ 減免前貸付料(円) ※参考金額を含む	減免理由
			市内/市外	区	町番	丁番	地番								
使用許可	建物	大正区役所	大阪市内	大正区	千島	2丁目	7-6	障がい者自立支援事業啓発活動	4.00	㎡	(特非)わかば	100	0	2,474	障がい者自立支援事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
使用許可	建物	大正区役所	大阪市内	大正区	千島	2丁目	7-6	障がい者自立支援事業啓発活動	4.00	㎡	(特非)ねぎぼうず会	100	0	2,474	障がい者自立支援事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(南部工区・大正区鶴町)	大阪市内	大正区	泉尾	7丁目	15-10	広場	545.14	㎡	北村ゲートボール場運営委員会	100	0	2,659.192	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(南部工区・大正区鶴町)	大阪市内	大正区	鶴町	1丁目	7-15	広場	664.03	㎡	鶴町児童遊園運営委員会	100	0	3,115.628	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(南部工区・大正区鶴町)	大阪市内	大正区	鶴町	1丁目	8-14	広場	598.08	㎡	鶴町ゲートボール場運営委員会	100	0	3,139.920	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(南部工区・大正区鶴町)	大阪市内	大正区	平尾	3丁目	17-16	広場	162.30	㎡	平尾児童遊園運営委員会	100	0	883.236	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(南部工区・大正区鶴町)	大阪市内	大正区	北村	1丁目	12-17	広場	670.08	㎡	北村児童遊園運営委員会	100	0	3,895.845	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(南部工区・大正区鶴町)	大阪市内	大正区	小林西	2丁目	5-4	広場	264.34	㎡	小林児童遊園運営委員会	100	0	1,636.793	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(南部工区・大正区鶴町)	大阪市内	大正区	南恩加島	2丁目	8-49	広場	640.52	㎡	南恩加島児童遊園運営委員会	100	0	3,388.612	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(南部工区・大正区鶴町)	大阪市内	大正区	北村	2丁目	6-7	広場	656.88	㎡	北村西児童遊園運営委員会	100	0	3,696.920	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(南部工区・大正区鶴町)	大阪市内	大正区	平尾	2丁目	23-2	広場	283.19	㎡	コミュニティ花づくり広場運営委員会	100	0	1,486.747	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと港湾局鶴町地区の土地(コミュニティ用地等)	大阪市内	大正区	鶴町	3丁目	2-8内	広場	782.08	㎡	大正区老人クラブゲートボール場運営委員会	100	0	3,814.986	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	土地	もと大正駅前自転車駐車場	大阪市内	大正区	三軒家東	1丁目	502-53	資材置場	53.00	㎡	大正駅前美化センター運営委員会	100	0	375.720	地域のコミュニティづくりの向上に資するため
貸付	建物	泉尾北会館	大阪市内	大正区	泉尾	2丁目	113-1	集会所・会館	80.98	㎡	泉尾北会館運営委員会	100	0	625.187	コミュニティ育成事業(大正区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	平尾会館	大阪市内	大正区	平尾	2丁目	22	集会所・会館	81.43	㎡	平尾会館運営委員会	100	0	618.319	コミュニティ育成事業(大正区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	北恩加島会館	大阪市内	大正区	北村	1丁目	15-16	集会所・会館	67.29	㎡	北恩加島会館運営委員会	100	0	558.391	コミュニティ育成事業(大正区)に極めて密接に関連するため

※無償(減免率100%)の物件については、減免前使用料/減免前貸付料(円)欄に、仮に試算した参考金額を記載しており、実際の使用料・貸付料とは異なります。

※専ら本市の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物、施設及び定額物件は除きます。